

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【公開番号】特開2006-296187(P2006-296187A)

【公開日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-042

【出願番号】特願2006-65879(P2006-65879)

【国際特許分類】

H 02 J 17/00 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

H 04 M 1/73 (2006.01)

【F I】

H 02 J 17/00 B

G 09 F 9/00 3 4 7 Z

H 04 M 1/73

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月9日(2008.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

並列接続されたコイルとキャパシタを有する共振回路と、

前記共振回路を共振状態とすることにより誘起される交流電力を整流して直流電力を生成する電源回路を有し、

前記直流電力を駆動電力として用いることを特徴とする携帯端末。

【請求項2】

第1の直流電力を供給する第1の電源と、

第2の直流電力を供給する第2の電源を有し、

前記第2の電源は、

並列接続されたコイルとキャパシタを有する共振回路と、

前記共振回路を共振状態とすることにより誘起される交流電力を整流して前記第2の直流電力を生成する電源回路を有し、

前記第1の直流電力又は前記第2の直流電力を駆動電力として用いることを特徴とする携帯端末。

【請求項3】

請求項2において、

前記共振回路が共振状態にないとき前記第1の直流電力を選択し、前記共振回路が共振状態にあるとき前記第2の直流電力を選択する選択回路を有することを特徴とする携帯端末。

【請求項4】

請求項2または請求項3において、

前記第1の電源は直流電源装置またはバッテリーであることを特徴とする携帯端末。

【請求項5】

並列接続されたコイルとキャパシタを有する共振回路と、

前記共振回路を共振状態とすることにより誘起される交流電力を整流して直流電力を生

成する電源回路と、

マトリクス状に配置された複数の画素と、を有し、

前記直流電力を駆動電力として用いることを特徴とする表示装置。

【請求項 6】

第1の直流電力を供給する第1の電源と、

第2の直流電力を供給する第2の電源と、

マトリクス状に配置された複数の画素を制御して映像の表示を行う表示部と、を有し、

前記第2の電源は、

並列接続されたコイルとキャパシタを有する共振回路と、

前記共振回路を共振状態とすることにより誘起される交流電力を整流して前記第2の直流電力を生成する電源回路を有し、

前記第1の直流電力又は前記第2の直流電力を、前記表示部を構成する回路の少なくとも一部の回路の駆動電力として用いることを特徴とする表示装置。

【請求項 7】

請求項6において、

前記第1の電源は直流電源装置またはバッテリーであることを特徴とする表示装置。

【請求項 8】

請求項5または請求項6において、

前記複数の画素、前記共振回路、および前記電源回路は、同一の絶縁基板上に形成されていることを特徴とする表示装置。

【請求項 9】

請求項5または請求項6において、

前記複数の画素と前記電源回路はそれぞれ、絶縁基板上に形成された薄膜トランジスタを有することを特徴とする表示装置。

【請求項 10】

請求項6において、

前記共振回路が共振状態にないとき前記第1の直流電力を選択し、前記共振回路が共振状態にあるとき前記第2の直流電力を選択する選択回路を有することを特徴とする表示装置。

【請求項 11】

請求項6において、

前記共振回路が共振状態にないとき前記第1の直流電力を選択し、前記共振回路が共振状態にあるとき前記第2の直流電力を選択する選択回路を有し、

前記複数の画素、前記共振回路、前記電源回路、前記選択回路は、同一の絶縁基板上に形成されていることを特徴とする表示装置。

【請求項 12】

請求項6において、

前記共振回路が共振状態にないとき前記第1の直流電力を選択し、前記共振回路が共振状態にあるとき前記第2の直流電力を選択する選択回路を有し、

前記複数の画素、前記電源回路及び前記選択回路はそれぞれ、絶縁基板上に形成された薄膜トランジスタを有することを特徴とする表示装置。

【請求項 13】

請求項5または請求項6において、

前記複数の画素の制御を行うソースドライバおよびゲートドライバを有することを特徴とする表示装置。

【請求項 14】

請求項5または請求項6において、

前記複数の画素の制御を行うソースドライバおよびゲートドライバを有し、

前記複数の画素、前記共振回路、前記電源回路、前記ソースドライバおよび前記ゲートドライバは、同一の絶縁基板上に形成されていることを特徴とする表示装置。

**【請求項 1 5】**

請求項 5 または請求項 6 において、

前記複数の画素の制御を行うソースドライバおよびゲートドライバを有し、

前記複数の画素、前記電源回路、前記ソースドライバおよび前記ゲートドライバはそれ  
ぞれ、絶縁基板上に形成された薄膜トランジスタを有することを特徴とする表示装置。

**【請求項 1 6】**

請求項 5 乃至請求項 1 5 のいずれか一項において、

前記複数の画素はそれぞれ、液晶素子または自発光型素子を有すること特徴とする表示装置。

**【請求項 1 7】**

請求項 5 乃至請求項 1 6 のいずれか一項に記載の前記表示装置を用いた携帯端末。